

はじめに

結核のまん延状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上等などにより著しく改善が図られてきましたが、結核は現在でも全国で年間約 11,000 人以上の新登録患者が発生する、わが国における主要な感染症であり、特に近年では、結核患者の減少に伴う結核病床の減少、高齢化による基礎疾患を有する合併症患者の増加など、昨今の結核を取り巻く状況の変化、また多剤耐性結核菌の出現等新たな課題が見られています。

こうした結核を取り巻く状況の中で、平成 18 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「感染症法」という。）が成立し、本法の中で結核は二類感染症に位置づけられ、新たな結核対策がスタートしました。そして、平成 27 年には、その感染症法が改正され、新たに保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定が整備されました。また、平成 28 年 11 月には「結核に関する特定感染症予防指針」が一部改正され、患者中心の DOTS の推進、結核医療提供体制の確保などを指針に位置づけ、結核の予防のための総合的な施策の一層の推進が図られています。

本県の新登録患者数は、平成 25 年、平成 26 年と若干増加しましたが、平成 27 年からは減少しており、平成 30 年からは 80 人を下回りました。令和 3 年には 48 人で罹患率は、7.0 となり、全国平均を大きく下回っています。また、新登録患者に占める高齢者の割合や菌陽性（感染性）肺結核患者数の割合は高くなっており、今後、さらに高齢者に対する結核対策や DOTS 推進による患者管理の向上、接触者健診の強化等の対策が重要となってきます。

今後、これらの課題を解決し、一日も早く本県から結核を根絶することを目指して従来の計画を「高知県結核予防計画（第 5 次高知県結核根絶計画）」として改訂する予定です。

ここに令和 3 年の結核発生動向調査の結果をもとに「高知県の結核」をとりまとめましたので、本県の結核事情をご理解いただくとともに、今後の結核対策推進に一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

令和 5 年 3 月

高知県健康政策部
健康対策課長 川内 敦文